

平成元年3月20日付け基発第127号「労働福祉事業としてのアフターケア実施要領の制定」（抜粋）

労働福祉事業としてのアフターケア実施要領の制定について

労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第23条第1項の労働福祉事業として実施しているせき髄損傷, 頭頸部外傷症候群等, 尿道狭さく, 慢性肝炎, 白内障等の眼疾患及び振動障害に係るアフターケアについては, 昭和56年2月6日付け基発第69号, 昭和48年12月18日付け基発705号, 昭和56年10月20日付け基発第666号, 昭和60年11月27日付け基発第657号, 昭和62年2月20日付け基発第70号及び昭和62年12月10日付け基発第687号(以下「労働福祉事業としてのアフターケアに係る旧通達」という。)により実施してきたところであるが, 今般, 別添のとおり「労働福祉事業としてのアフターケア実施要領」を制定し, 平成元年4月1日から実施することとしたので, 下記事項に留意のうえ関係者に周知徹底を図るとともに事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお, これに伴い別紙1に掲げる通達は, 平成元年3月31日をもって廃止する。

記

第3 運用上の留意事項

I 実施要領(傷病別アフターケア実施要綱を除く。)について

1. アフターケアの範囲

傷病別アフターケア実施要綱に定める薬剤の投与に関して, 鎮痛剤に対する健胃消化剤, 抗てんかん剤に対する肝臓用剤等医学的に併用することが必要と認められる薬剤の支給は, アフターケアの範囲と認めて差し支えないこと。